



つながる思い つなごう希望

霧島山の新燃岳の火山噴火、東日本で発生した大震災など、市民の不安は募るばかりです。しかし、そうした中に一日も早い復興を願い、市には日本中からさまざまな支援を頂いています。こうした温かい支援を力に変え、この苦境を乗り越えていきましょう。また、必死に震災と戦っている人たちを支援し、心をつなぐ一歩として日本を再生しましょう。

◎ 問い合わせ 危機管理課 ☎23-2129

突然の東日本大震災

市では、口蹄疫や新燃岳の噴火などで全国各地から、義援金やさまざまな物資の支援、人の派遣などを受け、それを力に変え、通常の生活を取り戻しつつあります。そのような中、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の被害は、想像もできない規模に拡大しています。

市では、3月14日に消防局職員など12人を現地に派遣。職員らは被災地での人命救助などへの対応に当たりました。これまでの恩に報いるためにも、今後の状況によっては、さらなる派遣やそのほかの支援も行っていく予定です。震災復興に向けた市の支援に市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

変わらぬ土石流への警戒

これから本格的な梅雨時期を迎えることから、土石流が発生する可能性が高まってきています。今後市では、国や県の雨量情報を注視するとともに気象庁に加え、民間の気象情報なども取り入れながら、警戒態勢をとっていきます。

東日本大震災では改めて、避難の重要性を認識させられました。これを教訓とし、市から避難情報の発表があったときには、速やかな避難をお願いします。

また、災害から身を守るには、確かな情報を早めに知ることが大事。テレビやラジオに加え、防災無線やホームページなどから情報を得て、早めの避難を心掛けましょう。

人との結びが 一番の防災対策



西岳地区自治公民館連絡協議会
会長 坂元和雄さん

西岳地区は新燃岳の噴火で多量の噴石や灰が降り、地域住民は何をどうして良いか分からず途方に暮れました。直後から地域住民らによる灰の除去が始まり、その後も多くのボランティアが訪れ、高齢者宅の屋根などの除灰作業をしてもらい感謝しています。飼料作物やシカによる家庭菜園への被害も心配ですが一番の問題は土石流対策。昨年の豪雨災害を教訓に6月には防災訓練を行う予定です。行政任せではなく自分たちでできることは率先して行い、住民同士の結びを大切に、地域住民の安全を守っていきます。





がんばる日本

広がる支援の輪

自治公民館やPTAなどの呼び掛けで住宅周辺や通学路の清掃作業が行われるなど、市民が中心となった除灰作業が進みました。また、鹿児島市から貸与してもらったロードスティーパーなどによる道路の路面清掃の総延長は約300キロにも上り、環境は格段に改善されました。

また、遠くは滋賀県など1,600人を超える人たちがボランティアの申し込みがあり、家庭内の火山灰の除灰作業などに協力してもらいました。

宮崎市から107人の職員と一緒に清掃作業に当たった浜崎和男建設部長は「降灰被害を見て呼びかけたところ、快く参加してもらった。少しでも手助けになれば」と高木原緑道の清掃に汗を流していました。

このほかにも支援物資や義援金、心温まる応援メッセージなどを全国から頂いています。こうした支援の輪に感謝し、復興に向けて市民一丸となり頑張りましょう。

降灰への備えと対策

家庭菜園などでの降灰対策

市へ降った灰の性質は、弱酸性で有害な成分は少なく、そのまますき込んでも土壌への影響は比較的少ないと分析されています。降灰量によっても違いますので、作付けの際には、以下の点に注意ください。

【降灰対策のポイント】

- ①降灰量が3cm以上の場合、土壌の性質が変わっている可能性があります。可能な限り持ち出し、作付け前に十分、耕しましょう
- ②すき込む場合には、通常の施肥用量に加え、中和するために石灰質資材を加える必要があります。目安は、1cmの降灰のある畑で1㎡当たり20g程度です

【作物の生育などの相談窓口】

北諸県農業改良普及センター ☎38-1554
※詳しい降灰対策については、市や県のホームページでも掲載しています

マスクの着用を



松山医院
松山幹太郎 医師

新燃岳の噴火以降、セキやタンが増えたり、喉の痛みを訴える人が増加したりしました。ぜんそくの患者については、発作を起こす人も多いようです。

降灰から身を守るには、できるだけ外出をしないのが一番ですが、どうしても外出しなければならない時は降灰の少ない時を見計らいマスクを着用してから外出するようにしましょう。特に、肺に疾患がある人は注意をしてください。

子どもは長時間、外で遊ばせないようにし、マスクの着用を徹底してください。

また、火山灰は呼吸器系の疾患だけではなく、目に入れば角膜炎などを引き起こす恐れがあります。異常を感じた時は早めの受診を心掛けてください。

あなたの 子育て 応援します

都城市ファミリー・サポート・センターに登録し、相互援助活動に参加しませんか。相互援助活動とは育児などの援助を受けた人（利用会員）と育児などの援助を行いたい人（援助会員）とが会員になって、お互いに助け合う活動です。

◎問い合わせ
都城市ファミリー・サポート・センター
☎26-3810



◆活動の内容

- 1 保育施設などへの送迎や、その前後に子どもを預かること
- 2 学校の放課後、または放課後児童クラブ終了後に、子どもを預かること
- 3 子どもが軽度の病気の場合に、子どもを預かること
- 4 冠婚葬祭やほかの子どもの学校行事の際に子どもを預かること
- 5 買い物など外出の際に、子どもを預かること
- 6 そのほか、子育て支援に関すること

◆活動準備

援助活動は利用会員と援助会員が事前に十分な打ち合わせを行い、両者合意の上で行われます。

◆補償保険など

援助活動の実施に際し、補償保険などに加入していただきます。保険料は都城市ファミリー・サポート・センターが負担します。

◆利用料金

祝日を除く月～金曜日の午前7時～午後7時は1時間当たり600円、それ以外は1時間当たり700円

◆会員の要件など

●利用会員

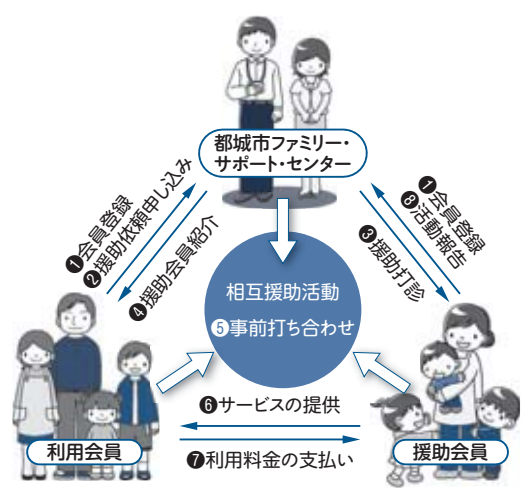
- ① 市内に居住し、小学6年生（障がいのある場合は18歳）までの子どもを養育し、子育てなどの支援を希望する人
- ② 市内の保育園、幼稚園、学校、施設などに通園、通学、通所する小学6年生（障がいのある場合は18歳）までの子どもを養育し、子育てなどの支援を希望する人

●援助会員

市内に居住し、子育て支援に意欲のある20歳以上の心身ともに健康な人（資格などは不要）

●登録料 無料

※会員登録する場合には都城市ファミリー・サポート・センター主催の講習会受講が必要です



◆活動の流れ

連絡 利用会員から都城市ファミリー・サポート・センターへ援助依頼の連絡をします

調整 都城市ファミリー・サポート・センターは、利用会員からの依頼内容に合わせて、援助会員を探し、利用会員に紹介します

事前打ち合わせ 利用会員と援助会員が安心して活動ができるよう、活動開始前に、十分な事前打ち合わせを行います

活動 事前打ち合わせの内容に沿って活動します。活動終了後、利用会員は援助会員に直接利用料金を支払います

報告 援助会員は活動報告書をまとめて、都城市ファミリー・サポート・センターに提出します

平成23年度 市税などの納期限・口座振替日一覧表(普通徴収分)

種類	固定資産税	市県民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料	軽自動車税
23年 4月	1期 5月2日(月)					
5月						1期 5月31日(火)
6月		1期 6月30日(木)	1期 6月30日(木)			
7月	2期 8月1日(月)		2期 8月1日(月)	1期 8月1日(月)	1期 8月1日(月)	
8月		2期 8月31日(水)	3期 8月31日(水)	2期 8月31日(水)	2期 8月31日(水)	
9月			4期 9月30日(金)	3期 9月30日(金)	3期 9月30日(金)	
10月		3期 10月31日(月)	5期 10月31日(月)	4期 10月31日(月)	4期 10月31日(月)	
11月			6期 11月30日(水)	5期 11月30日(水)	5期 11月30日(水)	
12月	3期 12月26日(月)		7期 12月26日(月)	6期 12月26日(月)	6期 12月26日(月)	
24年 1月		4期 1月31日(火)	8期 1月31日(火)	7期 1月31日(火)	7期 1月31日(火)	
2月	4期 2月29日(水)		9期 2月29日(水)	8期 2月29日(水)	8期 2月29日(水)	
3月			10期 4月2日(月)			

※「納期限」「口座振替日」は、納付月の末日(12月は12月25日)。ただし、納期限が土・日曜日、祝日の場合は、その翌日が納期限となります

納付場所

- 次の金融機関の窓口
宮崎銀行、鹿児島銀行、宮崎太陽銀行、南日本銀行、西日本シティ銀行、都城信用金庫、九州労働金庫、都城農業協同組合
- 沖縄県を除く九州管内の郵便局・ゆうちょ銀行(納期限後は納付できません)
- 全国のコンビニエンスストア
- 市役所、各総合支所、各地区市民センター

納付の問い合わせ

- 市県民税・軽自動車税・固定資産税

納税課 ☎ 23-21126

【介護保険料】

介護保険課 ☎ 23-2596

【国民健康保険税】

後期高齢者医療保険料
保険年金課 ☎ 23-7144

課税内容の問い合わせ

【市県民税・軽自動車税】

市民税課 ☎ 23-2123

【固定資産税】

資産税課 ☎ 23-2124

【介護保険料】

介護保険課 ☎ 23-2596

【国民健康保険税】

後期高齢者医療保険料
保険年金課 ☎ 23-2642

各総合支所の連絡先

山之口総合支所 ☎ 57-3111
高城総合支所 ☎ 58-2311
山田総合支所 ☎ 64-1111
高崎総合支所 ☎ 62-1111

税・保険料の納付には、口座振替が便利です

口座振替の申し込みは、金融機関の窓口で預金通帳と届け出印および納税(納付)通知書を持参し、備え付けの申込書に必要事項を記入の上、申し込んでください。

※振り替え開始は申し込み月の翌月から。ただし、月末近くに申し込むと、翌々月からの振り替えとなる場合があります

コンビニエンスストアでの納付も可能です

コンビニエンスストアでも、市県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料の納付ができます。

※後期高齢者保険料と取扱期限を過ぎた納付書は、コンビニエンスストアでの納付はできません

引き続き市政発展に尽力



総括担当副市長
前田 公友 (64歳)

■プロフィール
上智大学卒。昭和46年4月宮崎県に入庁。平成14年4月県総務部参事兼総務課長。15年3月県退職、同年4月山之口町長。18年2月市収入役。19年4月事業担当副市長、22年7月総括担当副市長 ※山之口町

■市民の皆さんへ

4月1日から引き続き、総括担当副市長を拝命しました。

今、都城市は新燃岳噴火に伴う防災対策や口蹄疫などの防疫対策、さらには東北太平洋沖地震災害への対応など喫緊かつ重大な課題に直面しています。

こうした厳しい状況の中で市長を補佐しながら、市民福祉の向上と市政発展のために、全力を尽くしてまいりますので、よろしくお願い致します。

■市民の皆さんへ

私は去る3月1日に、第6代副議長に就任しました。あらためて市政発展に全身全霊を捧げる覚悟です。

本市は、昨年の口蹄疫、ゲリラ豪雨災害に続き、新燃岳噴火災害に見舞われています。

市民生活と地域産業の一日も早い復興のため、議会も一丸となり取り組んでまいります。

今後とも市民の皆様にはご指導のほどよろしくお願い致します。

新たに就任しました



第6代
都城市議会副議長
黒木 優一 (51歳)

■プロフィール
九州共立大学卒。建築士。旧市の市議会議員を3期、新市になって2期、通算5期目。旧市の産業経済委員会委員長や新市の議会運営委員会委員長を歴任 ※庄内町

機構改革▼4月1日から新しい組織でスタート

市役所の組織が変わります

◎問い合わせ 行政改革課 ☎23-7161

4月1日から、市役所の組織や事務体制の一部を変更します。主な見直しは次の通りです。

強化 新燃岳噴火対策の体制強化

危機管理課に新たに新燃岳対策監を配置するほか担当職員を増員し、土石流や泥流などの災害に対して迅速かつ的確に対応できる防災体制の強化を図ります。

◎総務部危機管理課
☎23-2129

見直し 農業委員会事務局体制の見直し

分室を廃止し、本庁事務局機能を強化します。これまで分室で行っていた事務は、各総合支所産業振興課が担当します。

◎農業委員会事務局
☎23-7868

変更 農業集落排水使用料窓口の変更

農業集落排水使用料の徴収事務は、上水道料金システムとの統合により水道局業務課が担当します。なお、施設の設置や管理、分担金に関する事務は、引き続き農村整備課と各総合支所産業振興課が担当します。

【農業集落排水施設使用料 徴収に関する事務】

◎水道局業務課
☎23-4510

【施設の設置・管理および分担金に関する事務】

◎農村整備課
☎23-2981

◎山之口産業振興課
☎57-3111 (代表)

◎高城産業振興課
☎58-2311 (代表)

◎山田産業振興課
☎64-1111 (代表)

◎高崎産業振興課
☎62-1111 (代表)



設置期限まであと2カ月

住宅用火災警報器の設置は済んでいますか

総務省消防庁が全国の住宅用火災警報器の設置状況について調査を行った結果、平成22年12月時点ですべての火災警報器設置率は43.2%で、全国平均の63.6%を大きく下回っています。6月1日から警報器の設置が完全義務化となります。「設置義務化は知っているけど、まだ先のこと」と思っている人は、早めに設置しましょう。

◎問い合わせ 消防局予防課
☎22-8884

住宅用火災警報器はどこに設置すればいいの？

火災警報器は「寝室」と「階段」への設置が義務付けられています。1階以外にも寝室がある場合は寝室がある階の階段にも設置が必要です。

なぜ「寝室」と「階段」に設置するの？

住宅火災による死者は、就寝中

の時間帯である深夜から明け方にかけて多くなっています。この時間帯に、できるだけ早く火災に気づき、逃げ遅れを防ぐために設置が義務付けられました。

また、居間や台所には設置義務はありませんが、コンロ火災などを防ぐためにも火災警報器の設置をお勧めします。

消防職員が直接訪問販売することはありますか

今年度は、消防局が任命した設置推進員が戸別訪問して、チラシによる設置啓発や設置状況調査を計画しています。火災警報器の訪問販売や、特定の業者をあっせんすることはありませんので火災警報器の販売に名を借りた悪質な販売に注意してください。火災警報器は市内の販売店や電器店、量販店で購入でき、ドライバークーラー1本で取り付けできます。

4月19日に開通します

都城志布志道路 五十町IC～梅北IC

都城志布志道路は、国道10号の都城インターチェンジ(IC)付近から曾於市を経由して志布志港へ至る約42キロの道路です。4月19日に五十町ICから梅北IC間約3.2キロが開通します。交差点などがなく無料の自動車専用道路ですのでぜひ利用ください。

◎問い合わせ 都市計画課
☎23-2090

志布志港まで約40分

都城志布志道路は、国や宮崎県、鹿児島県によって整備が進められていて、全線が開通すると都城ICから志布志ICまでの所要時間が約70分から約40分に短縮されます。

宮崎県側で初の供用開始

鹿児島県では、末吉ICから有明北IC間が開通していますが、4月19日(火)に開通する五十町ICから梅北IC間は、宮崎県側で初の供用区間となります。今後は、平塚ICから五十町IC間が平成23年度中に開通予定です。



都城志布志道路開通記念 ウォーキング大会 (要申し込み)

●日時 4月17日(日) 受付…9時～ 開会…9時30分

●集合場所 今町IC(今町小学校付近) ※案内看板あり

●定員 先着500人

●持参する物 タオル、飲料水、帽子、健康保険証(写し)

●その他 駐車場は今町小学校や下今町公民館を利用

※スペースに限りがありますので、乗り合わせや公共機関を利用ください

●申し込み 4月14日(木)までに電話またはファクス(ファクスの場合は、住所、氏名、年齢、電話番号、集合手段を明記)で健康課

☎23-2765

Fax 23-4846